平成２３年（フ）第６２号
長崎県大村市小路口本町359番地５、前住所福岡県太宰府市石坂１丁目７番34号　コーポ山口202号
債務者　谷本　晃一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
長崎県諫早市青葉台182番地、旧住所長崎市本原町２番25―705号
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
長崎県大村市徳泉川内町609番地、前住所長崎県大村市協和町1726番地２
債務者　まるよし熱機商会こと　林田　末男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
宮城県岩沼市下野郷字新関迎115　レジデンスＭＥ103号室、住民票上の住所福島市北沢又字稲荷川原西１番地の１
債務者　加藤　智江
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
仙台市青葉区荒巻神明町14番21号　第３荒巻コーポレーション103
債務者　守谷　經子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
仙台市若林区六丁の目中町４番30―103号
債務者　菅原孝之佑
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
仙台市若林区沖野３丁目17番10号
債務者　樋口　　聡
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
仙台市太白区太白２丁目９番３―401号
債務者　熊谷　　元
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
宮城県宮城郡利府町しらかし台２丁目17番地２
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
茨城県日立市水木町１丁目11番15号、居所茨城県日立市みかの原町２丁目７番７号
債務者　佐藤　勝利
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３６号
茨城県日立市中丸町２丁目19番５号
債務者　菊池　玲子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３８号
茨城県日立市中成沢町２丁目31番22号
債務者　水井　健一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９８号
茨城県坂東市矢作2173番地
債務者　冨山　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９９号
茨城県結城市大字大木338番地４
債務者　岩瀬さつき（旧姓奥脇）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県猿島郡境町大字栗山410番地２
債務者　古田　巨人
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県常総市中妻町391番地　千代田団地Ｆ棟305号、前住所茨城県常総市大生郷町4522番地
債務者　石塚　　崇
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１８号
茨城県古河市諸川997番地
債務者　菊地　浩行
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部